



## 吸収分割契約書

豊田通商株式会社（以下「甲」という。）と豊田スチールセンター株式会社（以下「乙」という。）とは、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社として、甲が第1条所定の事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）について、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条 （本件分割）

甲は、本契約に従い、吸収分割の方法により、甲が[自動車向け鋼板の国内販売事業]（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

### 第2条 （当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、下記のとおりである。

#### 記

甲： 商号	豊田通商株式会社
住所	名古屋市中村区名駅四丁目9番8号
乙： 商号	豊田スチールセンター株式会社
住所	愛知県東海市新宝町33番の4

### 第3条 （承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項）

1. 本件分割に際して、乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、第6条所定の効力発生日において、本件事業に属する次に記載する資産、債務及びこれらに付随する権利義務並びに契約上の地位とする。

- (1) 資産 [本件事業に関する一切のノウハウ]
- (2) 債務（ただし、雇用関係に係る債務を除く。）  
債務及びこれらに付随する権利義務は承継されない。

(3) 契約（ただし、雇用契約を除く。）  
契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は承継されない。

2. 本件分割による甲から乙への債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとし、会社法第759条第2項及び第3項その他の法律の定めにより甲と乙の連帯債務となった債務が存在する場合の当該債務については、乙がこれを全額負担する。



第4条 (乙が分割に際して交付する金銭等に関する事項)

本件分割は完全親子会社間で行うため、本件分割に際して、乙は、甲に対し、対価を交付しない。

第5条 (乙の資本金及び準備金の額に関する事項)

本件分割に際して増加すべき乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 0円
- (2) 資本準備金の額 0円
- (3) 利益準備金の額 0円

第6条 (吸収分割が効力を生ずる日)

本件分割が効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、[令和6年4月1日]とする。ただし、分割手続上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議により効力発生日を変更することができるものとする。

第7条 (法令上の手続)

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、本件分割の実行のために関連法令により必要となる手続を行うものとする。

第8条 (競業禁止義務)

甲は、本件分割の効力発生日後においても、乙が承継する本件事業について、会社法第21条に基づく競業禁止義務を負わないものとする。

第9条 (条件の変更及び解除)

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、甲及び乙のいずれかの財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を合意解除することができる。

第10条 (協議事項)

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙誠実に協議の上、合意によりこれを定める。

以上の契約の証として、本契約証書原本を2通作成し、甲及び乙の各代表者が記名捺印の

上、各1通を保有する。

令和5年12月13日

甲 名古屋市中村区名駅四丁目9番8号  
豊田通商株式会社  
代表取締役 岩本 秀之



乙 愛知県東海市新宝町3-3番の4  
豊田スチールセンター株式会社  
代表取締役 斉藤 尚治

